

2023年8月

ウィシュマさん死亡の刑事責任を問う 名古屋地検に起訴処分を求めます

2021年3月、名古屋出入国在留管理局（以下「名古屋入管」といいます）の収容施設に収容されていたスリランカ人女性、ウィシュマ・サンダマリさん（当時33歳）が、亡くなりました。

ウィシュマさんは、遅くとも2021年1月頃から、食べても飲んでも吐いてしまうようになり、日に日に、口からの水分、栄養の摂取が困難になっていきました。実際、2021年2月15日の尿検査の結果は、ウィシュマさんが「飢餓状態」に至っていたことを示すものでした。ウィシュマさん本人や、支援者から、外部医療機関で治療を行うよう訴え続けましたが、名古屋入管は点滴、入院をさせることなく、ウィシュマさんを死に至らしめました。収容されるまでは健康な状態にあった33歳の女性が、繰り返し体調不良を訴えても聞き入れられず、飢餓状態に陥っても適切な治療を受けられずに、最後は身動きすらままならない状態で、ベッドの上で衰弱していき、亡くなったのです。

ご遺族は、入管施設内でウィシュマさんが亡くなったことについての責任を明らかにしてもらいたい、そうすることで、同じような悲劇を防ぎたいという想いで、刑事告訴を行いました。私たち市民は、この事件について、ウィシュマさんを死に追いやった名古屋出入国在留管理局局長ほかの幹部・職員らが誰も刑事責任を取らないということには、到底、納得ができません。2022年12月12日から26日まで行なわれた、検察審査会に「起訴相当」の判断を求める署名には、わずか2週間で3万筆を超える署名が集まりました。3万筆を超える署名に象徴される市民の声を受けて、名古屋第一検察審査会は「不起訴不当」の議決をしました。

私たちは、名古屋地検が、検察審査会の「不起訴不当」の議決を真摯に受け止めて、業務上過失致死罪について速やかに起訴することを求めます。

以上

氏名	住所

署名締め切り 2023年8月27日まで

呼びかけ：入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合(略称：入管闘争市民連合)

署名送付先 〒169-0075東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号高田馬場トーシビル4階暁法律事務所

今回の署名の経緯

ウィシュマさんのご遺族は、2021年11月9日、名古屋入管看守責任者等13名を殺人の罪で告訴しました。それに対して、2022年6月17日、名古屋地方検察庁（以下、「名古屋地検」といいます）は、「嫌疑なし」の不起訴処分としました。その後、2022年8月8日、検察審査会（国民の中から選ばれた11人の検察審査員が検察官の不起訴処分の当否を審査する機関）に対して同不起訴処分に対して審査申し立てをしました。2022年12月23日、名古屋第一検察審査会は、業務上過失致死罪について「不起訴不当」の議決を行い、これを受けて、現在は、名古屋地検で再捜査中が行われています。

ご遺族は、入管施設内でウィシュマさんが亡くなったことについての責任を明らかにしてもらいたい、そうすることで、同じような悲劇を防ぎたいという想いで、今回の刑事告訴に至りました。まだ、誰ひとり、ウィシュマさんの死の刑事責任を負った人はいませんし、正式な懲戒処分を受けた人もいません。検察審査会で「不起訴不当」の場合、検察が再捜査した上で、再び不起訴にした場合は2回目の検察審査会は行われません。名古屋地検による再捜査の結果、再度不起訴処分が下されれば、刑事責任を問える手続きは終了となってしまいます。

入管には、收容主体として被收容者の命や健康を守る高度な管理責任義務があり、その管理責任義務を果たすことを前提にして入管の收容権は付与されています。今回のウィシュマさん事件において、この点に関する入管の責任が一切問われず刑事告訴が幕引きされることは、立憲主義にもとづく民主主義国家の市民として容認できません。入管の收容権は、管理責任義務を果たすことなくして成立せず、私たちは、この責任義務を負わずして入管に收容権を与えることを認めることはできません。

ぜひ、署名のご協力を宜しくお願いいたします。

呼びかけ：入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合(略称：入管闘争市民連合)

HP: <https://www.ntsiminrengo.org/>

Twitter : @nyukan_alliance

(問合せ先メールアドレス : info@ntsiminrengo.org)

署名送付先 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号高田馬場トーシンビル4階

暁法律事務所 電話03-6427-5902、ファックス 03-6427-5903